

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の使用期間)</p> <p>9-6の2-1 令第136条((特定の損失等に充てるための負担金の損金算入))に規定する「公益法人等の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等の定款、業務方法書等において、5年以内の期間を業務計画期間とし、当該期間内に使用されることが予定されている資金をいうものとする。</p> <p>(注)1 業務計画期間が経過した場合において、引き続き同条の規定の適用を受けようとするときは、改めて同条に規定する指定を受ける必要があることに留意する。</p> <p>2 5年を超える期間に使用されることが予定されているものについては、措置法第66条の11((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例))の規定により、<u>財務大臣</u>の指定を必要とすることに留意する。</p> <p>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</p> <p>12の2-2-1 令第136条の3第1項((売買とされるリース取引))に規定する「これらに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) リース期間(令第136条の3第1項第1号に規定するリース期間をいう。以下この章において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約(令第136条の3第3項((リース取引の定義))に規定するリース取引(以下この章において「リース取引」という。))に係る契約をいう。以下この章において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</p> <p>(2) 賃貸人に対してそのリース取引の目的となる資産(以下この章において「リース資産」という。)の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資</p>	<p>(負担金の使用期間)</p> <p>9-6の2-1 令第136条((特定の損失等に充てるための負担金の損金算入))に規定する「公益法人等の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもの」とは、当該公益法人等の定款、業務方法書等において、5年以内の期間を業務計画期間とし、当該期間内に使用されることが予定されている資金をいうものとする。</p> <p>(注)1 業務計画期間が経過した場合において、引き続き同条の規定の適用を受けようとするときは、改めて同条に規定する指定を受ける必要があることに留意する。</p> <p>2 5年を超える期間に使用されることが予定されているものについては、措置法第66条の11((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例))の規定により、<u>大蔵大臣</u>の指定を必要とすることに留意する。</p> <p>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</p> <p>12の2-2-1 令第136条の3第1項((売買とされるリース取引))に規定する「これらに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) リース期間(令第136条の3第1項第1号に規定するリース期間をいう。以下この章において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約(令第136条の3第3項((リース取引の定義))に規定するリース取引(以下この章において「リース取引」という。))に係る契約をいう。以下この章において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</p> <p>(2) 賃貸人に対してそのリース取引の目的となる資産(以下この章において「リース資産」という。)の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資</p>

改正後	改正前
<p>金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</p> <p>(3) リース期間が令第56条((減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額))に規定する財務省令で定める耐用年数(以下この章において「耐用年数」という。)に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</p> <p>(文部科学大臣が指定した学校給食会)</p> <p>15-1-11 令第5条第1項第1号イ((非課税とされる学校給食用物資の販売業))に規定する「日本体育・学校健康センター法第25条第1項の規定による文部科学大臣の指定を受けた法人」は、現在のところ都道府県ごとに設立された都道府県学校給食会だけであるから、市町村を単位とする学校給食会はこれに該当しないことに留意する。</p> <p>(専ら学術の研究を行う公益法人)</p> <p>15-1-59 令第5条第1項第29号ル((非課税とされる学術研究に付随して行う医療保健業))に規定する「民法第34条の規定により設立された法人で専ら学術の研究を行うものがその学術の研究に付随して行う医療保健業」とは、専ら学術の研究を行うものとして文部科学大臣の許可を得て設立した法人で、その学術の研究のために専門の研究員をもって常時研究をするものが、その研究の過程又は結果を実証するなどの必要上付随して行う医療保健業をいう。</p> <p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15-1-64 公益法人等を行う医療保健業が規則第6条各号((非課税とされる福祉病院等))のすべてに該当するかどうかの判定は、公益法人等についてその事業年度ごとに行うものであるから、同条第4号の厚生労働大臣の証明についても事業年度ごとに証明のあることを必要とするのであるが、一度証明された事実に変更のない場合には、同号二及びホに掲げる事項以外の事項については、当該証明を</p>	<p>金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</p> <p>(3) リース期間が令第56条((減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額))に規定する大蔵省令で定める耐用年数(以下この章において「耐用年数」という。)に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃貸人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引</p> <p>(文部大臣が指定した学校給食会)</p> <p>15-1-11 令第5条第1項第1号イ((非課税とされる学校給食用物資の販売業))に規定する「日本体育・学校健康センター法第25条第1項の規定による文部大臣の指定を受けた法人」は、現在のところ都道府県ごとに設立された都道府県学校給食会だけであるから、市町村を単位とする学校給食会はこれに該当しないことに留意する。</p> <p>(専ら学術の研究を行う公益法人)</p> <p>15-1-59 令第5条第1項第29号ル((非課税とされる学術研究に付随して行う医療保健業))に規定する「民法第34条の規定により設立された法人で専ら学術の研究を行うものがその学術の研究に付随して行う医療保健業」とは、専ら学術の研究を行うものとして文部大臣の許可を得て設立した法人で、その学術の研究のために専門の研究員をもって常時研究をするものが、その研究の過程又は結果を実証するなどの必要上付随して行う医療保健業をいう。</p> <p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15-1-64 公益法人等を行う医療保健業が規則第6条各号((非課税とされる福祉病院等))のすべてに該当するかどうかの判定は、公益法人等についてその事業年度ごとに行うものであるから、同条第4号の厚生大臣の証明についても事業年度ごとに証明のあることを必要とするのであるが、一度証明された事実に変更のない場合には、同号二及びホに掲げる事項以外の事項については、当該証明を省略</p>

改正後	改正前
<p>省略することができる。</p> <p>(注)1 同条第4号の厚生労働大臣の証明は、その証明すべき事項に関し厚生労働大臣の権限を受任した都道府県知事の証明で足りる。</p> <p>2 厚生労働大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生労働大臣（厚生労働大臣の委任により都道府県知事が証明したものについては、その証明した都道府県知事）と協議の上処理する。</p> <p>(事業の区分)</p> <p>16-3-27 内国法人の主として営む事業が令第142条の3第2項第1号から第3号まで（(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの)）に掲げる事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。この場合において、当該法人が2以上の事業を兼営しているときは、それぞれの事業に属する収入金額等事業の規模を表わす事実によって判定する。</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「大分類」 金融・保険業」の「中分類69 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」のうち「693 共済事業」を営む法人は、生命共済事業及び損害共済事業に属する収入金額の合計額等、これらの共済事業の規模を表わす事実によって同項第2号及び第3号に掲げる生命保険事業及び損害保険事業を主として営む法人であるかどうかを判定する。この場合において、当該法人が生命共済事業及び損害共済事業を兼営しているときは、当該法人に係る同項第1号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額は、次により計算する。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{規則第29条第1項第1号、} \\ \text{第2号及び同条第2項第2} \\ \text{号に掲げる金額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{規則第29条第1項第3号} \\ \text{及び同条第2項第3号に} \\ \text{掲げる金額の合計額} \end{array} \right]$ <p>(適用事業区分)</p> <p>21-2-10 法人の営む事業が平成10年改正令附則第9条第5項（(法定繰入率)）に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかは、別に定めるものを除き、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を</p>	<p>することができる。</p> <p>(注)1 同条第4号の厚生大臣の証明は、その証明すべき事項に関し厚生大臣の権限を受任した都道府県知事の証明で足りる。</p> <p>2 厚生大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生大臣（厚生大臣の委任により都道府県知事が証明したものについては、その証明した都道府県知事）と協議の上処理する。</p> <p>(事業の区分)</p> <p>16-3-27 内国法人の主として営む事業が令第142条の3第2項第1号から第3号まで（(利子等に係る控除対象外国法人税の額とされないもの)）に掲げる事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務庁）の分類を基準として判定する。この場合において、当該法人が2以上の事業を兼営しているときは、それぞれの事業に属する収入金額等事業の規模を表わす事実によって判定する。</p> <p>(注) 日本標準産業分類の「大分類」 金融・保険業」の「中分類69 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」のうち「693 共済事業」を営む法人は、生命共済事業及び損害共済事業に属する収入金額の合計額等、これらの共済事業の規模を表わす事実によって同項第2号及び第3号に掲げる生命保険事業及び損害保険事業を主として営む法人であるかどうかを判定する。この場合において、当該法人が生命共済事業及び損害共済事業を兼営しているときは、当該法人に係る同項第1号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額は、次により計算する。</p> $\left[\begin{array}{l} \text{規則第29条第1項第1号、} \\ \text{第2号及び同条第2項第2} \\ \text{号に掲げる金額の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{規則第29条第1項第3号} \\ \text{及び同条第2項第3号に} \\ \text{掲げる金額の合計額} \end{array} \right]$ <p>(適用事業区分)</p> <p>21-2-10 法人の営む事業が平成10年改正令附則第9条第5項（(法定繰入率)）に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかは、別に定めるものを除き、おおむね日本標準産業分類（総務庁）の分類を</p>

改正後

基準として判定する。

- (注)1 自動車販売業において、業務用に主として使用される自動車の販売は原則的には卸売業に該当するが、この自動車の販売であっても1取引が少量又は少額である場合には、その販売の事業は小売業に分類しても差し支えない。
- 2 木材市場を営む法人で実質的に買取販売を行っていると思われるものは、「卸売業及び小売業」を営んでいるものとして判定する。

改正前

基準として判定する。

- (注)1 自動車販売業において、業務用に主として使用される自動車の販売は原則的には卸売業に該当するが、この自動車の販売であっても1取引が少量又は少額である場合には、その販売の事業は小売業に分類しても差し支えない。
- 2 木材市場を営む法人で実質的に買取販売を行っていると思われるものは、「卸売業及び小売業」を営んでいるものとして判定する。